

(公社)長野県建築士会諏訪支部
委員会運営規程

第1条 委員会は幹事全員・正会員・準会員を以って構成し、委員長1名、副委員長1名、委員若干名とする。委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第2条 委員長は支部長が指名し、副委員長は委員の互選によって決める。

第3条 委員長は委員会を統轄し、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第4条 委員会は幹事会より委嘱された事項については立案し、実施し、事業完結のときは、その経過成案を幹事会に報告する。

附則

1. 本規程は昭和53年 1月13日から適用する。
2. 本規程は平成20年 3月17日から適用する。
3. 本規程は平成23年 4月 1日から適用する。
4. 本規程は平成25年 4月 1日から適用する。…一社に変更
5. 本規程は平成31年 4月 1日から適用する。…公益社団法人に変更

(公社)長野県建築士会諏訪支部
サークル運営規程

第1条 サークルは正会員・準会員を以って構成し、責任者1名、構成員若干名とする。責任者の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第2条 サークル責任者はサークル構成員の互選によって決める。

第3条 サークルは幹事会より委嘱された事項については立案し、実施し、事業完結のときは、その経過成案を幹事会に報告する。

附則

1. 本規程は平成22年 4月22日から適用する。
2. 本規程は平成23年 4月 1日から適用する。
3. 本規程は平成25年 4月 1日から適用する。…一社に変更
4. 本規程は平成31年 4月 1日から適用する。…公益社団法人に変更

(公社)長野県建築士会諏訪支部
役員選出規程

第1条 この規程は(公社)長野県建築士会諏訪支部役員の選出に関する事項を定める。

第2条 規約第14条に規定する選考委員会は顧問及び常任幹事、地区幹事長を以って構成し、委員長は委員の互選によって決め、幹事会に報告する。

第3条 三役候補者の推薦については、各地区の意見を参考にし、役員選考委員会で決める。

第4条 役員選考委員会は、改選年度発足後支部長が召集し速やかに開催する。

第5条 役員選考委員会の定足数は、構成員の1/2以上の出席を以って成立する。

第6条 正会員は改選年度の4月から9月までに次期支部長候補に立候補することができる。受付窓口は役員選考委員会とする。

附則

1. 本規程は平成20年 3月17日から適用する。
2. 本規程は平成23年 4月 1日から適用する。
3. 本規程は平成25年 4月 1日から適用する。…一社に変更、評議員を削除
4. 本規程は平成25年11月28日から適用する。…2条に顧問を追加
5. 本規程は平成31年 4月 1日から適用する。…公益社団法人に変更

(公社)長野県建築士会諏訪支部
表彰規程

第1条 本支部の目的達成のため、著しい功績のあった会員及び顧問、相談役、参与の表彰又は感謝状に関する事項を定める。

第2条 この規程の運用は表彰委員会の審議を経て、幹事会に報告する。

第2条の2 表彰委員会は三役及び常任幹事を以って構成し、委員長は支部長が務める。

第3条 表彰は原則として毎年1回、新年臨時支部協議会懇親会の席上に於いて行う。

第4条 表彰した場合は、その住所、氏名及び功績の概要を本支部の台帳に記録し、かつ機関紙に発表する。

第5条 本規程区分は次表のとおりとする。

区分	賞	該当者	贈呈方法
表彰状	特別功績賞	役員として10期または20年以上務めたもの	表彰状と記念品
	特別功労賞	高齢会員(数え年88才を迎えた会員)	表彰状と記念品
	功績賞	役員として5期または10年以上努めた者 その他表彰委員会で認めた者	表彰状と記念品
	優秀活動賞 ...(い)	活発な活動により士会の地位の向上、発展に寄与した者。	表彰状と記念品
感謝状		会員、顧問、相談役、参与で本支部の発展に寄与したもの その他表彰委員会で認めたもの	感謝状と記念品

附則

1. 死亡したものを表彰する場合には、その遺族に贈呈する。
2. 賛助会員及び準会員は除く
3. 年間換算支部長1期2年を(4年)、副支部長1期2年を(3年)と見なす。
4. 本規程は昭和58年12月14日から適用する。
5. 本規程は平成8年1月12日から適用する。
6. 本規程は平成20年3月17日から適用する。...(い)
7. 本規程は平成23年4月1日から適用する。
8. 本規程は平成24年12月4日から適用する。...記念品金額欄を削除
9. 本規程は平成25年4月1日から適用する。...一社に変更
10. 本規定は平成30年4月21日から適用する。...功労賞(70歳の表彰)を廃止
11. 本規程は平成31年4月1日から適用する。...公益社団法人に変更

(公社)長野県建築士会諏訪支部
旅費手当規程

第1条 この規程は(公社)長野県建築士会諏訪支部の旅費及び手当てに関する事項を定める。

第2条 本規程区分の不明確のもの又は疑義のあるものその他特別の事情のあるものは、事務局を經由して三役に諮り支部長の指示において処理する。

第3条 本規程区分は次表のとおりとする。

支部会議

地区	旅費	半日当	全日当
富士見・原	640	0	0
茅野市	380	0	0
諏訪市	0	0	0
下諏訪町	360	0	0
岡谷市	380	0	0

附則

1. 本規程は平成15年4月24日から適用する。
2. 本規程は平成23年4月1日から適用する。
3. 本規程は平成25年4月1日から適用する。...一社に変更
4. 本規程は平成31年4月1日から適用する。...公益社団法人に変更

(公社)長野県建築士会諏訪支部
賛助会費規程

第1条 この規程は、(公社)長野県建築士会諏訪支部の支部賛助会費に関する事項を定める。

第2条 本規定で定める支部賛助会費は年額5,000円とする。

附則

1. 本規程は令和2年4月1日から適用する。

(公社)長野県建築士会諏訪支部サークル規則 (内規)

(目的)

第1条 この規則は(公社)長野県建築士会諏訪支部サークルの内規として定め、支部の発展に貢献することを目的とする。

(規則の制定及び変更)

第2条 この規則の制定及び変更は総務委員会に於いて協議し、支部長が幹事会の審議を経て制定する。

(サークルの承認)

第3条 三役と総務委員会に於いて協議し、幹事会の審議を経て承認されるものとする。

(サークル構成員の資格)

第4条 サークルは諏訪支部の正会員及び準会員でサークルの活動内容に興味を持つ会員をもって構成する。

(サークル責任者の選任)

第5条 諏訪支部サークル運営規程に準拠して、サークル責任者はサークル構成員の互選とする。

(事業の推進)

第6条 幹事会より委嘱された事項については立案し、幹事会で承認された後に実施する。

(事業の報告)

第7条 事業が完結した時は、その経過成案及び執行予算を幹事会に報告する。

(会員への広報)

第8条 事業内容は機関紙はらからや諏訪支部ホームページに掲載し会員への広報に努める。

附則

1. 本規程は平成23年 4月 1日から適用する。
2. 本規程は平成25年 4月 1日から適用する。…一社に変更
3. 本規程は平成31年 4月 1日から適用する。…公益社団法人に変更